

神戸市立工業高等専門学校国際協働研究センター規則

2023年4月1日

規則第122号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校国際協働研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 センターは、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育目標に沿った国際社会で活躍できる人材を養成するために、本校の国際交流活動の目的に照らし、教育及び研究における国際協働の推進を図ることを目的として設置する。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの企画及び運営の決定に関すること。
- (2) センター関連予算に関すること。
- (3) ホストファミリーの募集に関すること。
- (4) 神戸市教育委員会主催の神戸市立高校生派遣団シアトル派遣及び受け入れに関すること。
- (5) 日本国際協力センターや神戸YMCAなどの外部団体が実施する受け入れ及び派遣プログラムの実施に関すること。
- (6) 学生にかかる国際交流に関すること。
- (7) 独自の短期研修プログラムの開発及び実施に関すること。
- (8) 留学生の受け入れの態勢の整備及び受け入れ後の学生との交流促進に関すること。
- (9) 留学生の派遣に関すること。
- (10) 海外提携校との交流活動に関すること。
- (11) 海外提携校の開拓に関すること。
- (12) センターの活動の記録に関すること。
- (13) 学校案内、ホームページその他海外向け資料の英語版の作成に関すること。
- (14) 国際社会で活躍できる人材を養成するための教育及び研究に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか国際協働に関すること。

(構成)

第4条 センターは、国際協働研究センター長（以下「センター長」という。）、副センター長2名、一般科の教員2名（うち1名は、英語科の教員とする。）、各専門学科の教員各1名、事務室学生課教務担当係長及び技術職員数名をもって構成する。

2 センター長は、他の委員を兼任できないものと、副センター長は、各学科の委員を兼任できるものとする。

- 3 センター長は、特別な企画において、センターの委員以外の者を臨時委員として委嘱することができる。

(職務)

第5条 センター長は、センターの所掌業務を統括する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、その指示を受けてセンターの所掌業務を掌理する。
- 3 センター長に事故があるときは、副センター長がこれを代理し、欠けたときは副センター長がこれを代行する。

(運営委員会)

第6条 センターの業務を円滑に遂行するために神戸市立工業高等専門学校国際協働研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、センター長、副センター長、教務主事（研究）、副主事（研究）及び事務室学生課教務担当係長とする。
- 3 センター長は、運営委員会の委員長を兼任し、センターの管理運営及び活動方針を掌理する。

(任命)

第7条 センター長及び副センター長は、校長が任命する。

(任期)

第8条 センター長及び副センター長の任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(要員の要請業務)

第9条 センター長は、各企画の運営に関して、各専門学科及び一般科の学科長に対して当日の要員を要請することができる。また、必要に応じて準備の協力を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、校長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、運営委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。